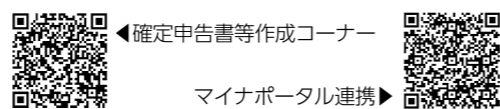


確定申告は、自宅から「e-Tax」がおすすめ!

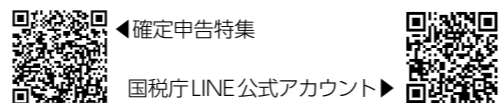
国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、会場に向かずにスマホやパソコンを使って24時間いつでも申告ができ、待ち時間も少なく便利です。

また、確定申告書の該当項目が自動入力されるマイナポータル連携を利用すれば、さらに簡単、便利に！ぜひe-Taxをご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

マイナポータル連携



確定申告特集

国税庁LINE公式アカウント

☆ 町内の申告会場・日程 ☆

申告会場は以下の3カ所です。ご都合の良い日時にお越しください。

日程	申告会場	受付時間
2月16日(月)	秋畑地域交流センター	午前9時～11時30分／午後1時～3時30分 ▶水曜日のみ、受付時間を午後6時30分まで延長しています
17日(火)		
18日(水)		
19日(木)		
20日(金)	甘楽町文化会館 (1階・大会議室)	●例年、朝早い時間や各会場の初日が特に混み合います。 混雑緩和のためできる限り、確定申告の際は「e-Tax」をご利用ください。 ●混雑時は、受付時間内であってもその日の受付を終了する場合があります。
2月24日(火)	甘楽町公民館 (1階・中会議室)	
3月16日(月)		
※土・日を除く		

- 2月16日(月)から2月20日(金)までは、役場での申告相談はできません。
- 収支内訳書(営業・農業・不動産所得などある人)、医療費控除明細書は必ず事前に作成してください。作成していない場合は、申告会場に設置の「作成コーナー」で作成してから受け付けとなります。
- ふるさと納税のワンストップ特例適用の申請をした人が確定申告を行う場合は、改めて全ての金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますので、ご注意ください。

申告に必要なもの

- マイナンバーカード(扶養する人がいる場合、その人のマイナンバーが分かるもの)
- 源泉徴収票または支払調書(給与・年金収入がある人)
- 収支内訳書、収入および必要経費を確認できる帳簿・領収書など(事業・不動産所得がある人)
- 社会保険料(国民年金保険料など)の控除証明書
- 地震保険料・生命保険料・寄附金控除などの控除証明書
- 医療費控除の明細書(医療を受けた人、病院(薬局)名ごとに支払額を集計してください)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など(障害者控除を受ける人)
- 申告者名義の通帳など(所得税の還付を受ける人)

「富岡税務署」での申告に必要なもの

青色申告／消費税申告／譲渡所得(土地・建物・株式など)、贈与税／住宅借入金等特別控除／準確定申告(死亡した人の申告)／その他特殊な内容を含む申告は、富岡税務署で申告してください。

▶「譲渡所得、贈与税」についての相談は、2月17・19・24・26日、3月3・5・9・11・13・16日に限定されています。

▶税務署での申告は、当日受付も行っていきますが、当日の枠に限りがあるため国税庁LINE公式アカウントによる事前予約をお願いします。

▶必要書類のほか、スマートフォンやマイナンバーカードのパスワードを控えてお出掛けください。

富岡税務署(富岡市富岡2741-1) ☎63-2235
受付時間：午前8時30分(相談開始9時)～午後4時

- 確定申告などに関する問い合わせ…国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901
e-Tax操作・作成ヘルプデスク ☎0570-01-5901
- 町県民税に関する問い合わせ …町住民課住民税係 ☎64-8312 Fax74-5813

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日、祝日を除く)

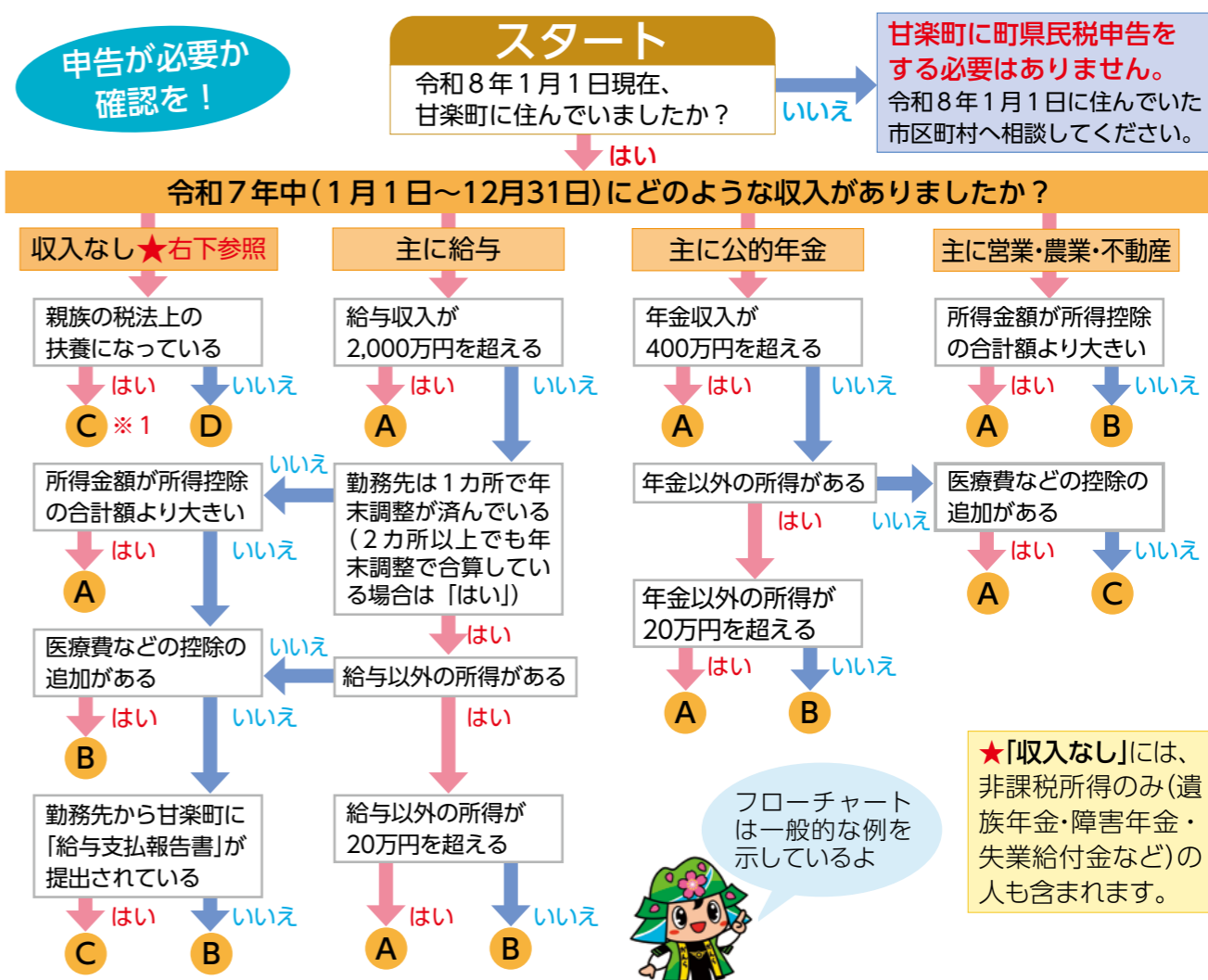
所得税・町県民税の申告



所得税の確定申告と町県民税の申告が始まります。

どちらも令和7年1月1日から12月31日までの1年間に得た収入などを申告する制度です。町県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの基礎資料となります。

申告をしないと、各種証明書の発行や保険料の算定に影響しますので、下記のフローチャートを参考に申告が必要かどうかを確認し、申告が必要な人は期限内に申告してください。



★「収入なし」には、非課税所得のみ(遺族年金・障害年金・失業給付金など)の人も含まれます。

A	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B	町県民税の申告が必要です	収入の額にかかわらず、町県民税の申告をする必要があります。所得税が源泉徴収されていて還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。
C	申告をする必要はありません	所得税が源泉徴収されていて、還付を受けたい場合には確定申告が必要です。上記※1の人で、所得・税金に関する証明が必要な人はDへ
D	電話・FAX申告をお願いします	国民健康保険税などの軽減措置を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合、未申告のままだと受けられません。住民税係までご連絡ください。



甘楽町プレミアム付商品券

■ 問い合わせ 産業課商工観光係 ☎64-8320



お得です 5,000円で10,000円分の利用可能!

利用期間 令和8年2月15日(日)～令和8年7月31日(金)

町ホームページ
はこちら→

商品券の販売


販売価格	1セット5,000円(額面10,000円分) ※券種 1,000円券×10枚		
購入対象者	住民基本台帳に登録された町内在住の人		
購入限度	世帯員1人につき2セットまで		
販売期間	2月15日(日)～3月19日(木) ※2月15日は出張販売のみ		
販売場所	●各地区で出張販売 販売日 2月15日(日)		
	地区(行政区)	場所	時間
	小幡地区(1区～7区)の人	小幡小学校体育館	午前9時～午後4時
	秋畑地区(9区～12区)の人	秋畑地域交流センター	
	福島地区(15区～21区)の人	福島小学校体育館	
新屋地区(22区～28区)の人	新屋小学校体育館		
●甘楽町役場で販売 販売日 2月16日(月)～3月19日(木)の平日	時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分		(水曜日は午後7時15分まで時間延長)
購入の際の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送した購入申込用紙(はがきサイズ)を必ずお持ちください。 ・どなたでも購入可能ですが、世帯員分をまとめて購入される場合はご家族でよく相談してください。 ・現金購入のみとさせていただきます。 ・先着順ではありません。また、売り切れの心配もありません。 		

取扱店舗は随時更新中
町ホームページまたは
今後発行予定のチラシ
などでご確認ください。

商品券の利用 ※商品券の利用は登録された取扱店舗のみとなります。

利用の際の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年7月31日を経過すると商品券は無効となります。 ・商品券の額面に満たない利用の場合、つり銭ができません。 ・1回の買い物に対する商品券の利用限度額はありせん。 ・不動産や金融商品、たばこ、換金性の高いもの(商品券、切手、印紙、プリペイドカード電子マネーへのチャージなど)、国や地方公共団体への支払いなどは対象外となります。 ・購入した商品券の紛失、滅失、盗難は利用者の責務となり再発行は行いません。 ・偽造等の不正利用により本事業に損失を与えた場合は違法となり、有価証券偽造等の罪に該当する可能性があります。
-----------	--

甘楽町プレミアム付商品券 取扱登録店舗 募集中

<ul style="list-style-type: none"> ●登録資格 町内の店舗または事業所 ●申込方法 商工会に申請書を提出してください(FAX、メール可) ●募集期間 2月27日(金)まで ●審査登録 商工会にて行います ●登録・換金手数料 無料 ●換金期間 2月20日(金)～8月14日(金)まで ●換金方法 町内の金融機関(取扱金融機関の口座が必要となります) 	<p>●申請先 甘楽町商工会 ☎74-3311 FAX 74-6422 daihyo@kanra-s.or.jp</p>  <p>↑商工会HP</p>
---	--

※詳しくは、町または町商工会のホームページをご覧ください。申請書はホームページからダウンロードできます。

物価高騰に伴う支援策を実施します!

国の重点支援地方交付金を活用しています

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」は、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援し、地域の活性化につなげることを目的に国が各市町村へ交付しているものです。

この交付金を活用し、地域経済や暮らしを支えるために実施しているさまざまな町の事業を紹介します。

■ 問い合わせ 企画課企画係 ☎74-3133

事業名	事業内容	担当課
プレミアム付商品券事業	町内の小売店、飲食店で使用できる1万円分の商品券を5,000円で販売 詳しくは左ページをご覧ください	
肥料費等高騰対策支援事業	農業者の経営安定を支援するため、令和7年中に要した経費の一部を補助 詳しくは20ページをご覧ください 対象 種苗費・肥料費・飼料費・農業衛生費 補助率 対象経費の10%(上限50万円)	産業課
ふるさと甘楽仕送り便事業	甘楽町から親元を離れ、町外で生活している学生に生活支援として町内で製造・生産された食品(5,000円相当)を年2回無料配布	
町内社会福祉施設支援事業	福祉サービスの安定的な供給を継続している社会福祉施設を対象に、燃料費や光熱費の負担を軽減するための支援	
物価高対応子育て応援手当事業	物価高の影響を受ける子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、応援手当を支給 支給額 児童1人につき2万円(1回限り) 対象 児童手当(令和7年9月分)受給者および令和7年10月～令和8年3月末までに出生した児童の保護者など 詳しくはこちら→	福祉課
入学応援金事業	令和8年4月に小学校・中学校・高校に進学する子どもを養育する世帯を対象に子ども1人につき5万円を支給	
防犯対策補助事業	自助による地域防犯の取り組みを行う生活者に対し、防犯対策品の設置に要した費用の1/2を補助 対象 家庭用防犯カメラ・カメラ付きインターホン・センサーアラーム・センサーライト 上限額 2万円	総務課
学校給食費無償化事業	子育て世代の経済的負担を軽減するため、町立小中学校に在籍する児童生徒分の学校給食費について無償化を実施	教育課
省エネルギー家電製品等購入費補助事業	省エネ製品を購入した住民に対して品目に応じ購入費用の1/3を補助 対象 エアコン・冷蔵庫・洗濯機(上限4万円) 給湯器(上限5万円)	住民課
住宅リフォーム補助事業	町内事業者に発注する住宅リフォームに要する費用の10%(中学生以下がいる子育て世帯は20%)を補助 上限額 20万円	建設課

※詳しくは担当課へお問い合わせください